合）　39点
チ　特定機能病院入院基本料及び特定機能病院リハビリテーション病棟入院料　141点
リ　専門病院入院基本料　88点
ヌ　障害者施設等入院基本料　58点
ル　有床診療所入院基本料　95点
ヲ　有床診療所療養病床入院基本料　58点
ワ　救命救急入院料、特定集中治療室管理料、ハイケアユニット入院医療管理料、脳卒中ケアユニット入院医療管理料、小児特定集中治療室管理料、新生児特定集中治療室管理料、新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料、総合周産期特定集中治療室管理料、新生児治療回復室入院医療管理料及び一類感染症患者入院医療管理料　171点
カ　地域包括医療病棟入院料　113点
ヨ　特殊疾患入院医療管理料及び特殊疾患入院料　53点
タ　小児入院医療管理料及び児童・思春期精神科入院医療管理料　97点
レ　回復期リハビリテーション病棟入院料　76点
ソ　地域包括ケア病棟入院料及び特定一般病棟入院料（注７に規定する場合）　69点
ツ　緩和ケア病棟入院料　99点
ネ　精神科救急急性期医療入院料、精神科急性期治療病棟入院料及び精神科救急・合併症入院料　42点
ナ　精神療養病棟入院料、認知症治療病棟入院料及び地域移行機能強化病棟入院料　35点
ラ　短期滞在手術等基本料３　189点

第１節　入院基本料

通則

１　本節各区分に掲げる入院基本料は、それぞれの算定要件を満たす患者について、別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）の第１章第２部第１節に掲げる入院基本料（特別入院基本料等を含む。）の例により算定する。

２　本節各区分に掲げる入院基本料に係る算定要件は、医科点数表の第１章第２部第１節に掲げる入院基本料（特別入院基本料等を含む。）に係る算定要件の例による。

３　本節各区分に掲げる入院基本料について、加算要件を満たす場合は、医科点数表の第１章第２部第１節に掲げる入院基本料（特別入院基本料等を含む。）に係る加算の例により、本節各区分に掲げる入院基本料の所定点数に加算する。

４　本節各区分に掲げる入院基本料に係る加算要件は、医科点数表の第１章第２部第１節に掲げる入院基本料（特別入院基本料等を含む。）に係る加算要件の例による。

５　本節各区分に掲げる入院基本料に含まれる費用の範囲は、医科点数表の第１章第２部第１節に掲げる入院基本料（特別入院基本料等を含む。）の例による。

６　本節各区分に掲げる入院基本料を算定する保険医療機関においては、第２節の各区分に掲げる入院基本料等加算について、それぞれの算定要件を満たす場合に算定できる。

７　前号の規定により算定できる入院基本料等加算の範囲は、医科点数表の第１章第２部第１節に掲げる入院基本料（特別入院基本料等を含む。）につき算定できる医科点数表の第１章第２部第２節に掲げる入院基本料等加算の例による。ただし、第２節の各区分に掲げる入院基本料等加算に限られる。

区分

Ａ１００　一般病棟入院基本料
Ａ１０１　療養病棟入院基本料
Ａ１０２　特定機能病院入院基本料
Ａ１０３　専門病院入院基本料
Ａ１０３－２　障害者施設等入院基本料
Ａ１０４　削除
Ａ１０５　有床診療所入院基本料
Ａ１０６　有床診療所療養病床入院基本料

第２節　入院基本料等加算

通則

１　本節各区分に掲げる入院基本料等加算（区分番号Ａ２５０に掲げる地域歯科診療支援病院入院加算を除く。）は、それぞれの算定要件を満たす患者について、医科点数表の第１章第２部第２節に掲げる入院基本料等加算の例により算定する。この場合において、医科点数表の区分番号Ａ２０４－２に掲げる臨床研修病院入院診療加算については、「基幹型」とあるのは「単独型又は管理型」と、「医師法（昭和23年法律第201号）第16条の２第１項に規定する都道府県知事の指定する病院」とあるのは「歯科医師法（昭和23年法律第202号）第16条の２第１項に規定する歯学若しくは医学を履修する課程を置く大学に附属する病院（歯科医業を行わないものを除く。）又は厚生労働大臣の指定する病院」と読み替えるものとする。

２　本節各区分に掲げる入院基本料等加算（区分番号Ａ２５０に掲げる地域歯科診療支援病院入院加算を除く。）の算定要件は、医科点数表の第１章第２部第２節に掲げる入院基本料等加算の算定要件の例による。

区分

Ａ２００　急性期総合体制加算
Ａ２０１からＡ２０３まで　削除
Ａ２０４　地域医療支援病院入院診療加算
Ａ２０４－２　臨床研修病院入院診療加算
Ａ２０４－３　紹介受診重点医療機関入院診療加算
Ａ２０４－４　包括期充実体制加算
Ａ２０５　救急医療管理加算
Ａ２０５－２　在宅患者緊急入院診療加算
Ａ２０６　診療録管理体制加算
Ａ２０６－２　医師事務作業補助体制加算
Ａ２０６－３　急性期看護補助体制加算
Ａ２０６－４　看護職員夜間配置加算
Ａ２０６－５　電子的診療情報連携体制整備加算
Ａ２０７　乳幼児加算・幼児加算
Ａ２０８　特定感染症入院医療管理加算
Ａ２０８－２　難病等特別入院診療加算
Ａ２０８－３　超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算
Ａ２０９　看護配置加算
Ａ２１０　看護補助加算
Ａ２１１　看護・多職種協働加算
Ａ２１２及びＡ２１３　削除
Ａ２１４　地域加算
Ａ２１４－２　離島加算
Ａ２１５　療養環境加算
Ａ２１６　ＨＩＶ感染者療養環境特別加算
Ａ２１６－２　特定感染症患者療養環境特別加算
Ａ２１６－３　特定薬剤治療環境特別加算
Ａ２１７　重症者等療養環境特別加算
Ａ２１７－２　小児療養環境特別加算
Ａ２１８　療養病棟療養環境加算
Ａ２１８－２　療養病棟療養環境改善加算
Ａ２１９　診療所療養病床療養環境加算
Ａ２１９－２　診療所療養病床療養環境改善加算
Ａ２２０　無菌治療室管理加算
Ａ２２１　放射線治療病室管理加算
Ａ２２１－２　緩和ケア診療加算
Ａ２２１－３　有床診療所緩和ケア診療加算
Ａ２２１－４　小児緩和ケア診療加算
Ａ２２２　がん拠点病院加算